

岩 交 協 第 29 号
令和8年9月10日

岩手県交通安全対策協議会 会員各位

岩手県交通安全対策協議会
会長 達 増 拓 也

高齢者の交通死亡事故に対する注意喚起について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から当協議会の活動に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、8月24日（月）に奥州市内で高齢者が絡む交通死亡事故が発生し、令和8年の岩手県内の交通死亡事故死者は31人になりました。

これは、昨年の同時期と比較して12人も多い状況であり、死者数の増加ペースは極めて深刻な状況です。

また、死者数に占める高齢者は18人、58.1%にも達しており、交通弱者である高齢者を交通事故から守ることは、引き続き大きな課題となっています。

特に、歩行中の死者数に占める高齢者の割合は85.7%を占め、中には、歩行者側にも安全不確認による道路横断など交通法規に反した危険な行動が含まれているとのことです。

高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化が、実際の動作や判断スピードの低下などに影響を及ぼすことが避けられない一方、心身ともに健やかに、社会とつながりながら、充実した人生を送るためには、高齢者の外出・移動の自由は重要であり、高齢者をはじめとする交通弱者に配慮した交通環境の構築が大切になります。

9月は、21日（月）から「秋の全国交通安全運動」が始まるほか、15日（火）は「老人の日」、また同日から21日までが「老人週間」となっています。

つきましては、この機会を通じて、各会員におかれましても、高齢者における交通安全意識の徹底と高齢者自身による安全行動の実践、道路交通における高齢者等交通弱者への配慮についてあらためて周知啓発いただきますよう御協力をお願いします。

記

- 1 高齢者は、死亡事故が多発している状況に鑑み、「交通事故を起こさない」「交通事故の被害に遭わない」よう、交通ルールを遵守するとともに、ドライバーの見落としや発見遅れの可能性も考慮し、もしもの可能性を予見した安全行動の実践を徹底すること
- 2 ドライバーは、自らの運転技術を過信することなく運転に集中し、高齢者や子どもを守る歩行者に優しい安全運転の実践を徹底すること

担当：岩手県交通安全対策協議会事務局
（岩手県復興防災部消防安全課内）佐々木
TEL：019-629-5266（直通）
FAX：019-629-5174
E-mail：makito-sasakipref.iwate.jp